

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

### 【公告】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 土地改良区清算人の就職届

耕地課

○ 県営土地改良事業廃止処理計画の縦覧

〃

○ 公共測量の実施

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

### 【海区漁業調整委員会】

○ 第五百三十八回岡山海区漁業調整委員会の開催

海区漁業調整委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百八十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名 称 扶桑薬品工業株式会社  
住 所 大阪府大阪市中央区道修町一丁目7番地10号  
氏 名 代表取締役 戸田 幹雄
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 扶桑薬品工業株式会社岡山工場  
所在地 岡山県浅口郡里庄町里見9033

# 令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (16)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (17)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (18)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (19)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (20)	
能	力	0.2m <sup>3</sup> /時間		同左		10m <sup>3</sup> /時間		1.0m <sup>3</sup> /時間		10m <sup>3</sup> /時間	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		連続20分間		同左		連続6時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	3.0	3.4	3.0	3.4	1.2	1.3	0.1	0.1	2.0	2.2
	p H	6.9~7.0	6.9~7.0	同左		7.0~7.4	7.0~7.4	7.0~7.5	7.0~7.5	7.0~7.5	7.0~7.5
	B O D (mg/L)	17	18			45	49	17	18	45	49
	C O D (mg/L)	14	14			40	44	14	14	40	44
	S S (mg/L)	10	11			15	16.5	10	11	10	11
	油 分 (mg/L)	—	—			同左		同左		同左	
	T-N (mg/L)	—	—								
	T-P (mg/L)	—	—								
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	—	—								

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 医薬品製造業の用に供するろ過施設(16)～(18)の汚水等の量は、2基の合計を示す。

# 令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設			
種 類	47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (21)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (22)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (23)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (24)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (25)			
能 力	0.47m <sup>3</sup> /時間		20m <sup>3</sup> /時間		1.5m <sup>3</sup> /時間		10m <sup>3</sup> /時間		40m <sup>3</sup> /時間			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		同左		同左		同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		同左		同左		同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		同左		同左		同左			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続8時間		連続30分間		連続20時間		連続30分間		同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.3	0.3	1.2	1.3	2.4	2.6	1.2	1.3	0.5	0.6	
	p H	6.9~7.0	6.9~7.0	7.0~7.4	7.0~7.4	7.0~7.4	7.0~7.4	7.0~7.4	7.0~7.4	7.0~7.4	7.0~7.5	7.0~7.5
	B O D (mg/L)	17	18	45	49	45	49	45	49	45	49	
	C O D (mg/L)	14	14	40	44	40	44	40	44	40	44	
	S S (mg/L)	10	11	15	16.5	15	16.5	15	16.5	10	11	
	油 分 (mg/L)	-	-	同左		同左		同左		同左		
	T-N (mg/L)	-	-									
	T-P (mg/L)	-	-									
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-										

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。  
 備考2 医薬品製造業の用に供するろ過施設(23)の汚水等の量は、2基の合計を示す。

# 令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (26)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (27)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (28)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (29)	
能	力	0.08m <sup>3</sup> /時間		2.08m <sup>3</sup> /時間		3m <sup>3</sup> /時間		20m <sup>3</sup> /時間	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続5時間		連続5.5時間		連続20時間		連続30分間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	5.0	5.6	1.2	1.4	1.6	1.8	1.2	1.3
	p H	7.0~7.4	7.0~7.4	6.9~7.0	6.9~7.0	6.9~7.0	6.9~7.0	7.0~7.4	7.0~7.4
	B O D (mg/L)	45	49	同左		同左		同左	
	C O D (mg/L)	40	44						
	S S (mg/L)	15	16.5	10	11	15	16.5	15	16.5
	油 分 (mg/L)	—	—	同左		同左		同左	
	T - N (mg/L)	—	—						
	T - P (mg/L)	—	—						
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	—	—							

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。  
 備考2 医薬品製造業の用に供するろ過施設(26)の汚水等の量は、2基の合計を示す。

# 令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

区	分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (1)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (1)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (2)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (2)	
能	力	20m <sup>3</sup> /時間		同左		40m <sup>3</sup> /時間		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続1時間		連続20分間		連続1.5時間		連続30分間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	1.6	1.8	1.2	1.3	2.4	2.6	2.0	2.2
	p H	7.0~7.4	7.0~7.4	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	45	49						
	C O D (mg/L)	40	44						
	S S (mg/L)	15	16.5					10	11
	油 分 (mg/L)	-	-					同左	
	T - N (mg/L)	-	-						
	T - P (mg/L)	-	-						
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-						

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。  
 備考2 医薬品製造業の用に供するろ過施設(2)の汚水等の量は、2基の合計を示す。

# 令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後			
種	類	47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (5)		同左		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (6)		同左			
能	力	0.1m <sup>3</sup> /時間		同左		同左		同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続1時間		連続20分間		連続30分間		連続20分間			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.8	0.88	0.1	0.1	0.8	0.88	0.1	0.1		
	p H	6.9~7.0	6.9~7.0	同左		7.0~7.5	7.0~7.5	6.9~7.0	6.9~7.0		
	B O D (mg/L)	17	18			同左		同左		同左	
	C O D (mg/L)	14	14								
	S S (mg/L)	10	11								
	油 分 (mg/L)	-	-								
	T-N (mg/L)	-	-								
	T-P (mg/L)	-	-								
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (7)		同左		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (10)		同左	
能	力	0.4m <sup>3</sup> /時間		同左		10m <sup>3</sup> /時間		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続30分間		連続20分間		連続7.5時間		連続6時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.8	0.88	0.1	0.1	1.7	1.87	2.0	2.2
	p H	7.0~7.5	7.0~7.5	同左		7.2~7.3	7.2~7.3	6.9~7.0	6.9~7.0
	B O D (mg/L)	17	18			46	51	46	51
	C O D (mg/L)	14	14			41	45	41	45
	S S (mg/L)	10	11			10	11	10	11
	油 分 (mg/L)	-	-			同左		同左	
	T-N (mg/L)	-	-						
	T-P (mg/L)	-	-						
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-	同左		同左		同左	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		廃止	
種	類	47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (14)		同左		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (15)		同左		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (4)	
能	力	0.1m <sup>3</sup> /時間		同左		同左		同左		0.01m <sup>3</sup> /時間	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続30分間		連続20分間		連続30分間		連続20分間		連続5時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.4	0.45	0.1	0.1	0.4	0.45	0.1	0.1	0.6	0.67
	p H	7.0~7.5	7.0~7.5	6.9~7.0	6.9~7.0	7.0~7.5	7.0~7.5	7.0~7.5	7.0~7.5	6.9~7.0	6.9~7.0
	B O D (mg/L)	17	18	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	C O D (mg/L)	14	14								
	S S (mg/L)	10	11								
	油 分 (mg/L)	-	-								
	T - N (mg/L)	-	-								
	T - P (mg/L)	-	-								
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

区	分	廃止		廃止		廃止		廃止		廃止	
種	類	47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (8)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (9)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (11)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (12)		47-ロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (13)	
能	力	0.1 m <sup>3</sup> /時間		10 m <sup>3</sup> /時間		0.5 m <sup>3</sup> /時間		0.3 m <sup>3</sup> /時間		3 m <sup>3</sup> /時間	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続7.5時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.6	0.67	1.7	1.87	0.01	0.01	0.6	0.65	0.6	0.65
	p H	7.0~7.5	7.0~7.5	7.2~7.3	7.2~7.3	6.9~7.0	6.9~7.0	6.8~7.0	6.8~7.0	6.8~7.0	6.8~7.0
	B O D (mg/L)	17	18	46	51	17	18	45	50	45	50
	C O D (mg/L)	14	14	41	45	14	14	40	45	40	45
	S S (mg/L)	10	11	10	11	10	11	15	17	15	17
	油 分 (mg/L)	—	—	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	T-N (mg/L)	—	—								
	T-P (mg/L)	—	—								
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	—	—									

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。





# 令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

## (5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1					
	変更前		変更後			
	通常	最大	通常	最大		
水量 (m <sup>3</sup> /日)	340	390	同左			
p H	5.8~8.6					
BOD (mg/L)	11	14				
COD (mg/L)	11	14				
SS (mg/L)	30	40				
油分 (mg/L)	2	2	同左			
T-N (mg/L)	20	20			16	16
T-P (mg/L)	1	1			同左	
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	1,000	1,000				

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年11月15日から同年12月6日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

◎岡山県告示第四百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年十一月十五日

指定した医療機関

名称

ウエルネス薬局

所在地

津山市田町三五十一

岡山県知事

伊原木

隆

太

指定年月日

令和四年十月一日

令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

〔五五五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があった。

令和四年十一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称  
加茂川下流開拓土地改良区

二 就職清算人

就職清算人氏名 住 所

甲田 春男	津山市近長四二
末田 敦彦	〃 西下五五六―一
芦田 創	〃 西中一七五
土井 良浩	〃 杉宮三六八
須藤 眞	〃 上村一五二
久常 敏泰	〃 田熊一三二四

# 令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

〔五五六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業廃止処理計画（中山間地域総合整備 建部地区 農業用排水施設整備 大井手）を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業廃止処理計画書（中山間地域総合整備 建部地区 農業用排水施設整備 大井手）の写し

## 二 縦覧の期間

令和四年十一月十五日から同年十二月六日まで

## 三 縦覧の場所

岡山市北区役所

令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

〔五五七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市東区西大寺 中野地内他	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年十一月十四日から 令和五年三月三十一日まで	測量期間

令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

〔五五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市熊崎字前田二七八―一、二八二―一、二八二、二八三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市熊崎二七六―一

社会福祉法人旭水会

理事長 小倉 弘行

三 許可年月日及び許可番号

令和四年七月二十九日岡山県指令建指第一六九号

令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

〔五五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南四〇六一六、四〇六一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区西市四三四ウエストビレッジ四三四 三〇六号室

遠藤 裕樹

三 許可年月日及び許可番号

令和四年八月十六日岡山県指令建指第一八九号

令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

〔五六〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字いばりご九一六一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一四二四―五フォーチューン真壁C―一〇五号室

白神 栄治

白神 憂樹

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月三十日岡山県指令建指第二五五号

令和4年11月15日 岡山県公報 第12448号

〔五六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字北山西九六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二一五八ティファニーC一〇六

定森 陸渡

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月五日岡山県指令建指第二六二号

◎岡山海区漁業調整委員会公示第五号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百三十八回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和四年十一月十五日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和四年十二月十五日（木）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 委員会指示について

第二号議案 知事管理漁獲可能量の設定について